

第3章 差止請求

第1節 差止請求権等

第12条（差止請求権）

（差止請求権）

第12条 適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等の代理人（以下この項及び第43条第2項第1号において「事業者等」と総称する。）が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第4条第1項から第4項までに規定する行為（同条第2項に規定する行為にあつては、同項ただし書の場合に該当するものを除く。次項において同じ。）を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該行為を理由として当該消費者契約を取り消すことができないときは、この限りでない。

2 適格消費者団体は、次の各号に掲げる者が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第4条第1項から第4項までに規定する行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該各号に定める者に対し、当該各号に掲げる者に対する是正の指示又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 受託者等 当該受託者等に対して委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした事業者又は他の受託者等

二 事業者の代理人又は受託者等の代理人 当該代理人を自己の代理人とする事業者若しくは受託者等又はこれらの他の代理人

3 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第8条から第10条までに規定する消費者契約の条項（第8条第1項第1号又は第2号に掲げる消費者契約の条項にあつては、同条第2項の場合に該当するものを除く。次項及び第12条の3第1項において同じ。）を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該消費者契約の条項が無効とされないときは、この限りでない。

4 適格消費者団体は、事業者の代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第8条から第10条までに規定する消費者契約の条

項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該代理人を自己の代理人とする事業者又は他の代理人に対し、当該代理人に対する是正の指示又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

1 趣旨

本条は、少額でありながら高度な法的問題を孕む紛争が拡散的に多発するという消費者取引の特性に鑑み、同種紛争の未然防止・拡大防止を図って消費者の利益を擁護することを目的として、一定の要件を満たした適格消費者団体が、事業者による不当な行為を差し止めることができる旨を規定するものである。

2 条文の解釈

(1) 「不特定かつ多数の消費者」

上記のような趣旨から、差止めの対象となる事業者の行為としては、拡散する蓋然性を有することが必要と考えられるから、差止めの要件としても、当該行為が特定又は少数の消費者に対して行われているだけでは足りず、「不特定かつ多数の消費者」に対して現に行われている場合又は行われるおそれのある場合であることを必要としている（第1項から第4項まで）。

ここで、「不特定かつ多数」とは、特定されていない相当数という意味であり、例えば、特定の販売組織の会員や特定の職業に従事する者を対象として勧誘するような場合においても、その対象となる者が容易に拡散し得る場合には、この要件に該当すると考えられる。

(2) 差止請求の対象となる事業者の行為

次に、差止請求の対象となる事業者の行為としては、消費者及び事業者間の消費者契約に特化して不当な行為を類型化している本法上の不当な勧誘行為（法第4条第1項から第4項までに規定する行為）及び不当な契約条項（法第8条から第10条までに規定する条項）を含む契約の締結を基本とする（一般に契約条項の「使用」と称されてきた行為は、契約法上は、当該契約条項を含む契約の申込み又は承諾の意思表示をすることと捉えられ、具体的には、当該契約条項を含む契約を締結することの差止めが請求内容になるものと考えられる。）。

ただし、法第4条第2項に規定する勧誘行為については、同項ただし書に該当する場合は取消しをすることができないため、これを差止めの対象としないこととしている（第1項本文括弧書。第2項において同じ。）。同様に、法第8条第1項第1

号又は第2号に該当する契約条項についても、同条第2項に該当する場合は無効とされないため、これを差止めの対象としないこととしている（第3項本文括弧書。第4項において同じ。）。

また、本法上の不当な勧誘行為又は不当な契約条項に該当する場合であっても、個別法によれば取消事由となる行為に該当しない勧誘行為又は無効とならない契約条項を含む契約の締結については、業種の特性等を踏まえて当該個別法上そのように規定されていることを踏まえ、差止めの対象としないこととしている（第1項ただし書及び第2項後段並びに第3項ただし書及び第4項後段）（注）。

（注）これに対し、消費者契約法上も個別法上も不適正とされている勧誘行為又は契約条項は、業種の特性等に鑑みても不適正とされ、違法性が高いものであるから、消費者取引の適正化を図る観点からは差止めの対象とすることが必要となる。この場合、契約の取消し又は無効に関する消費者契約法の規定の適用がない（法第11条第2項）にもかかわらず差止めの対象とされることとなるが、契約の取消し又は無効については、個別法の私法規定の適用が優先するとしても、その効果が消費者契約法を適用した場合と同一である限り消費者取引の適正化が確保されるのに対し、差止めについては、個別法に規定がない以上、本制度の差止めの対象とするのが消費者取引の適正化及び不特定かつ多数の消費者利益の擁護の観点からは必要かつ適当と考えられる。

（3）「現に行い又は行うおそれがあるとき」

「おそれがあるとき」とは、現実に差止請求の対象となる不当な行為がされていることまでは必要でなく、不当な行為がされる蓋然性が客観的に存在している場合をいう。

（4）差止請求の相手方と請求内容

- ① 同種紛争の未然防止・拡大防止を図るという本制度の趣旨からすると、行為者に対する差止請求の内容としては、当該不当行為の「停止」又は「予防」が基本となるものと考えられるが、さらにその実効性を確保する観点から「停止又は予防に必要な措置」を規定することとしている。「必要な措置」の内容として一応考えられるのは、不当行為による組成物、供用物又は生成物の除却であるが、本制度において典型的に考えられるのは、いわゆる勧誘マニュアルや約款など不当行為の供用物の存在であるから、その「廃棄」又は「除去」その他の「必要な措置をとること」を請求することができるものと規定している（第1項及び第3項）。
- ② また、本法は、事業者以外に受託者等又は事業者若しくは受託者等の代理人による不当な勧誘行為についても取消事由となる旨規定している（法第5条）。不当な契約条項を含む契約の締結を行う者としては、事業者本人以外に意思表示の主体たり得る事業者の代理人が考えられる。

これらの事業者以外の者の不当行為については、行為者自身がそのような不

当行為をしてはならないだけでなく、受託者との関係で委託者である事業者、再受託者との関係で再委託者である受託者、代理人との関係で本人である事業者及び復代理人との関係で代理人である代理人については、いずれも、行為者に不当行為をさせてはならない義務を消費者契約法上の禁止規範として負っているというべきである（「差止請求の相手方と内容について」参照）ことから、行為者の不当行為を放置していれば行為者に対する是正の指示をし、行為者に対し不当行為の教唆をしていれば教唆の停止をするよう請求するなど、当該不当行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができることとしている（第2項及び第4項）。

● 差止請求の相手方と内容について

1 基本的な考え方

現行の消費者契約法は、(1)事業者、受託者等（数段階の再委託の受託者を含む。以下同じ。）又は代理人（事業者又は受託者等の代理人で、数段階の復代理人を含む。後記2において同じ。）による不当な勧誘行為について契約の取消原因（法第4条・第5条）を、(2)事業者又はその代理人（数段階の復代理人を含む。後記3において同じ。）による不当な契約条項を内容とする契約締結の意思表示について契約の無効原因（法第8条～第10条）を規定している。適格消費者団体に付与された差止請求権については、契約の効力に関し定められたこれらの規定から読み取れる消費者契約法の禁止規範に対応する形で、差止請求の相手方と内容（被告と請求の趣旨。誰に対してどのような請求をすることができるか）について検討すべきことになる。

2 不当な勧誘行為について

上記1(1)の法第4条・第5条は、受託者等又は代理人を利用して事業活動を拡大している事業者は、それらの者の行為についても責任を負うのが適当であると考えられたことに基づくものであり、このような規定の趣旨からすると、

- ① 事業者は、(ア)自ら行為者として不当な勧誘行為をしてはならないほか（法第12条第1項）、(イ)行為者である受託者等又は代理人をして不当な勧誘行為をさせないようにしなければならず（同条第2項）、
- ② 受託者等又は代理人も、(ア)自ら行為者として不当な勧誘行為をしてはならないほか（法第12条第1項）、(イ)再委託又は復代理の場合には、行為者である再受託者等又は復代理人をして不当な勧誘行為をさせないようにしなければならない（同条第2項）

という禁止規範を読み取ることができる。

差止請求の内容は、(i)上記①(ア)及び②(ア)の禁止規範に自ら違反した者に対して、違反行為の「停止」、「予防」又は「停止に必要な措置」、「予防に必要な措置」（供用物の廃棄又は除去等）を求め（法第12条第1項）、(ii)上記①(イ)及び

②(イ)の禁止規範に違反した者に対して、行為者に対する是正の指示又は教唆の停止その他の違反行為の「停止に必要な措置」、「予防に必要な措置」を求めることとなる（同条第2項）。

3 不当な契約条項について

上記1(2)の法第8条～第10条は、不当な契約条項を内容とする意思表示の主体となる事業者又はその代理人を禁止規範の名宛人としているものと考えられるので、

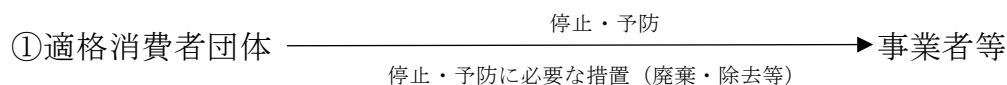
- ① 事業者は、(ア)自ら行為者として不当な契約条項を内容とする意思表示をしてはならないほか（法第12条第3項）、(イ)事業者の代理人をして不当な契約条項を内容とする意思表示をさせないようにしなければならず（同条第4項）、
- ② 事業者の代理人も、(ア)自ら行為者として不当な契約条項を内容とする意思表示をしてはならないほか（法第12条第3項）、(イ)復代理の場合には、行為者である復代理人をして不当な契約条項を内容とする意思表示をさせないようにしなければならない（同条第4項）

という禁止規範を読み取ることができる。

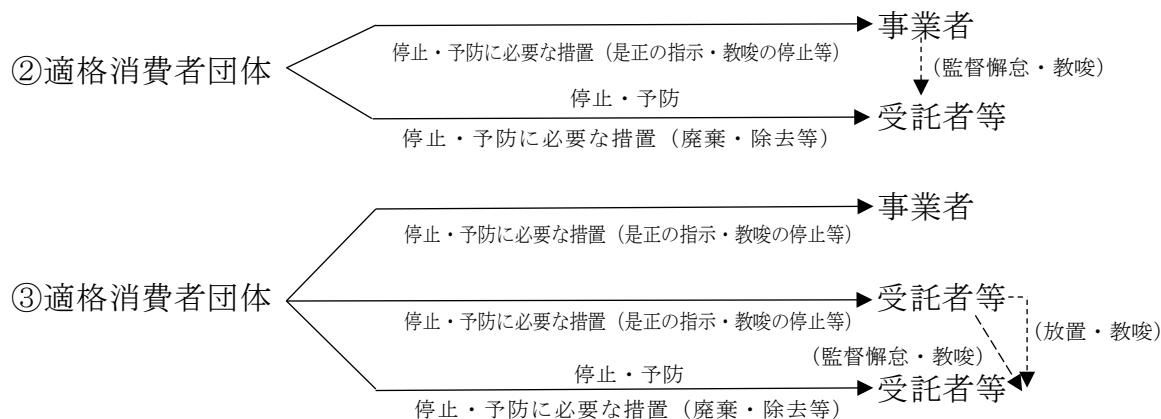
差止請求の内容は、(i)上記①(ア)及び②(ア)の禁止規範に自ら違反した者に対して、違反行為の「停止」、「予防」又は「停止に必要な措置」、「予防に必要な措置」（供用物の廃棄又は除去等）を求め（法第12条第3項）、(ii)上記①(イ)及び②(イ)の禁止規範に違反した者に対して、行為者に対する是正の指示又は教唆の停止その他の違反行為の「停止に必要な措置」、「予防に必要な措置」を求めることとなる（同条第4項）。

＜不当な勧誘行為の差止請求＞

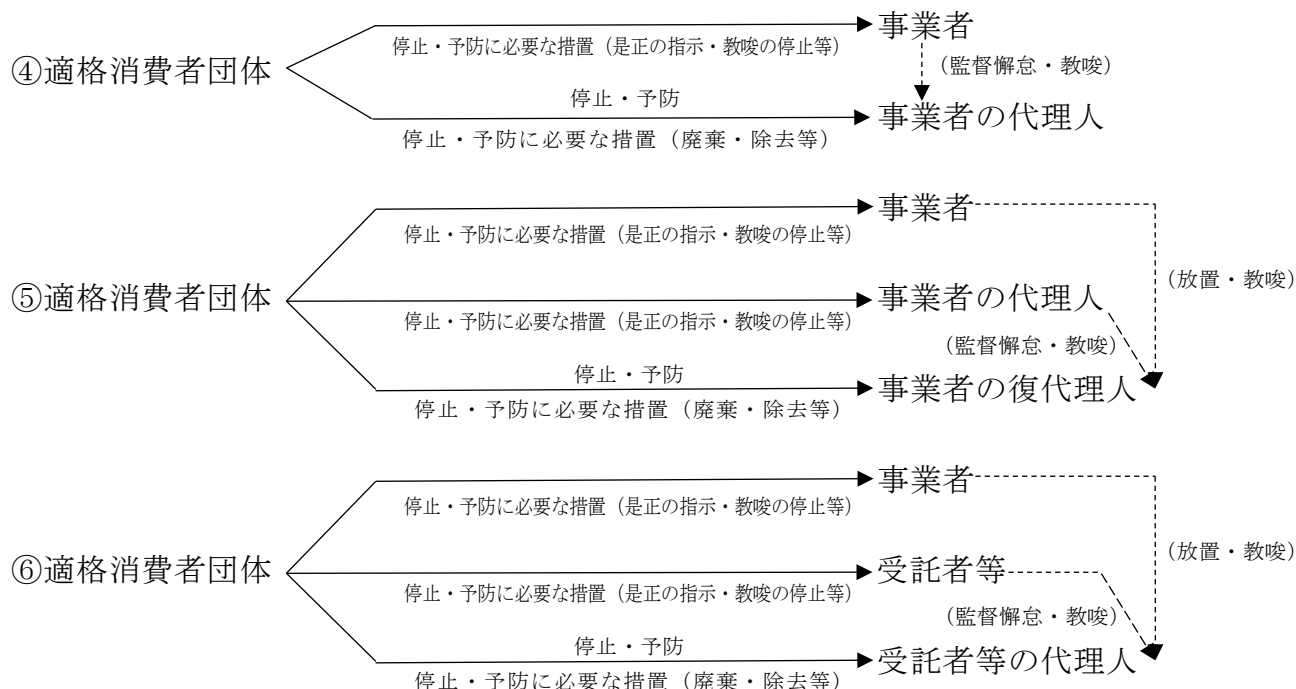
〔「事業者等」が不当な勧誘行為を現に行い又は行うおそれがある場合〕



〔「受託者等」が不当な勧誘行為を現に行い又は行うおそれがある場合〕

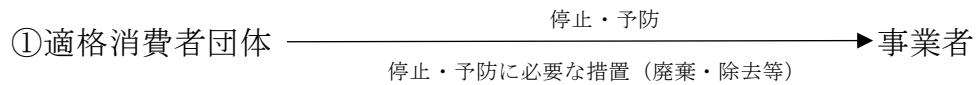


〔「代理人（復代理人）」が不当な勧誘行為を現に行い又は行うおそれがある場合〕

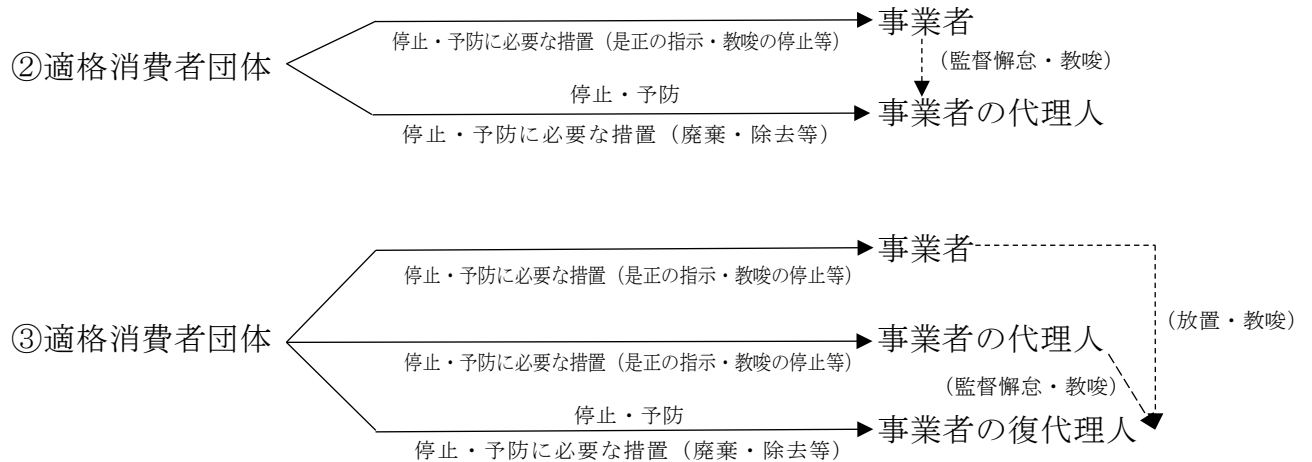


＜不当な契約条項を内容とする契約の締結の差止請求＞

〔「事業者」が不当な契約条項の使用を現に行い又は行うおそれがある場合〕



〔「代理人（復代理人）」が不当な契約条項の使用を現に行い又は行うおそれがある場合〕



● いわゆる「推奨行為」について

事業者団体が、事業者に対して、不当な契約条項を含む契約書を、当該事業者が消費者との間で締結する契約において用いるよう推薦したり提案したりするような場合があり、このような行為は「推奨行為」と呼ばれることがある。

適格消費者団体制度創設時に、「推奨行為」を差止請求の対象とすべきか議論となったものの、「推奨行為」は、消費者・事業者間の契約を直接規定するものではないほか、その主体や程度には種々様々なものがあり、これを差止請求の対象とすれば、事業者団体による自主的なルールづくり等まで萎縮させるおそれがあること、「推奨行為」を差止請求の対象としなくても、推奨された不当な契約条項を、個々の事業者が消費者に対して使用しようとする段階で差し止めることは可能であることなどから、差止請求の対象とはされなかった。

第 12 条の 2（差止請求の制限）

（差止請求の制限）

第12条の2 前条、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第30条第1項、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第58条の18から第58条の24まで又は食品表示法（平成25年法律第70号）第11条の規定による請求（以下「差止請求」という。）は、次に掲げる場合には、することができない。

一 当該適格消費者団体若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該差止請求に係る相手方に損害を加えることを目的とする場合

二 他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等（訴訟並びに和解の申立てに係る手続、調停及び仲裁をいう。以下同じ。）につき既に確定判決等（確定判決及びこれと同一の効力を有するものをいい、次のイからハまでに掲げるものを除く。以下同じ。）が存する場合において、請求の内容及び相手方が同一である場合。ただし、当該他の適格消費者団体について、当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、第13条第1項の認定が第34条第1項第4号に掲げる事由により取り消され、又は同条第3項の規定により同号に掲げる事由があった旨の認定がされたときは、この限りでない。

イ 訴えを却下した確定判決

ロ 前号に掲げる場合に該当することのみを理由として差止請求を棄却した確定判決及び仲裁判断

ハ 差止請求をする権利（以下「差止請求権」という。）の不存在又は差止請求権に係る債務の不存在の確認の請求（第24条において「差止請求権不存在等確認請求」という。）を棄却した確定判決及びこれと同一の効力を有するもの

2 前項第2号本文の規定は、当該確定判決に係る訴訟の口頭弁論の終結後又は当該確定判決と同一の効力を有するものの成立後に生じた事由に基づいて同号本文に掲げる場合の当該差止請求をする 것을妨げない。

1 趣旨等

（1）平成 20 年改正の内容

平成 20 年法律第 29 号による改正前の法第 12 条第 5 項柱書は、「差止請求」について同条第 1 項から第 4 項までの規定による請求をいうこととしているが、これに景品表示法及び特定商取引法の規定による差止請求をも含ませることとしつつ、同条第 1 項から第 4 項までと切り分けて新第 12 条の 2（差止請求の制限）とした。

（2）改正の必要性等

① 同一事件に係る弊害の排除と適格消費者団体の認定・監督の在り方

景品表示法及び特定商取引法に消費者団体訴訟制度（行政庁により認定された消費者団体が差止請求をすることができることとする制度）を導入するに際しては、同一事件において、複数の法律上の不当行為に係る差止請求権が成立することがあり得ることによる弊害（事業者の過大な応訴負担や訴訟不経済等）を可及的に排除するとともに、適格消費者団体の認定を受けようとする申請者及び認定後の適格消費者団体の事務負担を軽減し行政コストの効率化を図る仕組みとすることが制度上不可欠の要請と考えられ、かかる観点から、認定・監督及び訴訟手続を一本化（本法に基づき認定された適格消費者団体が、景品表示法及び特定商取引法上の不当行為に係る差止請求権をも行使することができることとし、それらの差止請求権については、請求権の制限についての規定や、移送・併合について規定する法第 44 条、第 45 条等の規定の規律に委ねることとする。）するのが適当である。

② 景品表示法及び特定商取引法上の不当行為に係る差止請求権の根拠規定の所在

こうした場合、景品表示法及び特定商取引法上の不当行為に係る差止請求権の根拠規定の所在については、差止請求の対象となる不当行為がそれぞれの法に規定されていることからすると、差止請求権の根拠規定についても、それぞれの法に規定するのが適当と考えられる。

③ 消費者契約法上の規律の及ぼし方

平成 20 年法律第 29 号による改正前の法第 12 条第 5 項第 2 号ただし書では、同法第 34 条第 1 項第 4 号に基づき内閣総理大臣が適格消費者団体の認定を取り消すこと又は取消事由があった旨の認定をすることが請求権の制限を解除することとしていること、訴訟手続等の特例のうち、同法第 41 条第 1 項（書面による事前の請求）及び第 46 条第 1 項（訴訟手続の中止）において内閣府令への委任がされていること、訴訟手続の中止に関し、適格消費者団体の認定の取消しについて、内閣総理大臣から受訴裁判所に通知することとしていること（同法第 46 条第 1 項・第 2 項）等からすると、これらの規定を景品表示法及び特定商取引法に準用することとするのではなく、消費者契約法において、消費者契約法上の規律を景品表示法及び特定商取引法上の差止請求権に及ぼすための手当てをするのが適当と考えられる。

④ 「差止請求」の概念の拡張

そこで、まず、「差止請求」の概念について、平成 20 年法律第 29 号による改正前の法第 12 条第 5 項柱書において、同条第 1 項から第 4 項までに規定する差止請求と定められていたのに加え、景品表示法及び特定商取引法上規定する差止請求をも含ませることとした（注 1）。また、平成 20 年法律第 29 号による改正前の法第 12 条第 5 項第 1 号以下で差止請求に係る相手方として規定されている「事業者等」についても規定を改めることにより、消費者契約法上の規律を景品表示法及び特定商取引法上の差止請求権に及ぼすことができることになる。

次に、平成 20 年法律第 29 号による改正前の法第 12 条第 5 項及び第 6 項の規定を第 1 項から第 4 項までの規定と切り分けて新第 12 条の 2 として規定することとし、本法中の規定において第 12 条第 5 項又は第 6 項と規定している箇所（注 2）について所要の改正をすることとした。

⑤ 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）による改正

なお、食品表示法の規定による差止請求についても、①～③の趣旨は当てはまることから、本条第 1 項柱書を改正して、「差止請求」の概念に、食品表示法の規定による差止請求にも含ませることとした。

（注 1）また、このように改めることにより、本法上に規定する「差止請求権」（「差止請求をする権利」をいうこととしている。法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号ハ）、「差止請求関係業務」（「不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務」をいうこととしている。法第 13 条第 1 項）に景品表示法及び特定商取引法上の差止請求が含まれることになり、必要な規律が及ぶことになる。

（注 2）法第 23 条第 6 項、第 34 条第 1 項第 4 号及び第 5 号、第 34 条第 3 項、第 35 条第 1 項及び第 3 項、第 46 条第 1 項の合計 7 箇所である。

2 条文の解釈

（1）第 1 項第 1 号

差止請求権の行使については、その適正を確保するために一定の制約を設けることとしている。

まず、当該適格消費者団体若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該差止請求に係る相手方に損害を加えることを目的とする場合は、差止請求をすることができないこととしている。これは、形式的には差止請求権の行使であっても実質的には権利の濫用（民法第 1 条第 3 項）に該当するものを類型化・明確化したものである（なお、訴権の濫用に該当するものの一部を類型化・明確化した例として、株主代表訴訟に関する会社法第 847 条第 1 項ただし書参照）。

（2）第 1 項第 2 号

次に、本制度において複数の適格消費者団体が実体権としての差止請求権を有するものとした場合、仮にその請求権の行使に何らの制約も設けないとすると、同一事業者等に対する同一内容の請求に係る訴えが判決の確定後も繰り返し無制限に提起され、矛盾判決が併存するとともに、相手方が過大な応訴の負担を負い訴訟経済に反する等の弊害を生ずることとなるため、このような弊害を除去するための仕組みを整備することが制度設計における必要不可欠の要請となる。

そこで、本制度における差止請求権自体の付与の在り方として、内閣総理大臣による適格性の認定を受けたある適格消費者団体により差止請求権が訴訟等（訴訟のほか、和解の申立ての手續及び仲裁・調停を含む。以下同じ。）において行使され、当該訴訟等につき既に確定判決等（確定判決のほか、裁判上の和解、請求の認諾・放棄、調停合意、仲裁判断など確定判決と同一の効力を有するものを含む。）が存する場合（注）には、上記の制度的な要請に鑑み、他の適格消費者団体は同一の相手方に対する同一内容の請求について差止請求権を行使することができないものとする必要があるかつ相当であるため、そのような確定判決等の存在を差止請求権の権利行使阻止事由として規定することとしている（これは既判力の拡張とは異なり、上記の弊害を除去する観点から政策的に規定した実体権自体の制限であり、（ア）訴訟外の後続の請求も制限され、（イ）同一の相手方に対する同一内容の請求である限り、前訴の判決確定後に後訴が提起された場合のみならず、同時提訴に係る複数の訴えのうち一の訴えにつき判決が確定した場合も、同様の結論となり、いずれも後続の訴えに係る請求は棄却されることとなる。）。

（注）法第12条の2第1項第2号本文では「既に確定判決等…が存する場合」とされているが、この「既に存する確定判決等」とは、本規定の趣旨に従い、同号本文に該当することにより差止請求の制限効の発生原因となった実体判断を伴う確定判決等のみがこれに該当し、当該確定判決等の制限効に基づく後続の請求棄却判決はこれに含まれない。また、後述のとおり、同号ただし書は、同号本文に該当することにより差止請求の制限効の発生原因となった確定判決等に係る訴訟等に関し、その当事者であった適格消費者団体の認定が法第34条第1項第4号により取り消されれば、それによって本条第1項第2号本文の制限が解除されて一般の原則に戻るものと定めているので、当該確定判決等の制限効による後続の請求棄却判決の有無は、その解除の効果に影響を及ぼすものではない。

したがって、例えば、A団体の棄却判決が確定した後、別の裁判所に提訴していたB団体の請求が上記確定判決を理由として棄却・確定した場合を想定すると、その後、A団体の認定が法第34条第1項第4号により取り消されたときには、B団体の当該棄却確定判決は、他の団体の請求を制限するものではない。

① 「請求の内容及び相手方が同一である場合」

「請求の内容が同一である場合」とは、民事訴訟法上の訴訟物たる差止請求権の同一性から当事者である適格消費者団体の同一性を捨象したものをいい（注1）（注2）、各請求の間に、（ア）社会的事実関係の同一性と（イ）差止請求の根拠となる該当法規（消費者契約法等の条項号）の同一性が認められる場合をいう。

社会的事実関係の同一性については、当該消費者契約の種類・内容、勧誘の文言・態様、契約条項の内容・文言など、各請求の対象行為の諸要素を総合的に考慮したうえで、個々の事案に応じて個別具体的に判断されるべきものと考えられる。

なお、同種被害の拡散防止の観点から不特定かつ多数の消費者に対する不当な行為を対象とする差止請求である以上、契約の種類・内容や行為の文言・態様等に同一性が認められる限り、時間的・場所的には相応の幅のある範囲で請求内容の同一性が認められ得るものと考えられる。

(注1) 本制度における訴訟物については、上記のような社会的事実関係の同一性を前提として、実体権の発生原因ごとに訴訟物が存在するものであり、例えば、同一の勧誘行為について、不実告知(法第4条第1項第1号)の差止請求権と断定的判断の提供(同項第2号)の差止請求権とが併存し得るものと考えられる。

(注2) 消費者契約法上の差止請求権、特定商取引法上の差止請求権、景品表示法上の差止請求権についても、並存し得るものと考えられる。例えば、消費者契約法上の不実告知に基づく差止請求と特定商取引法上の不実告知に基づく差止請求とは、差止請求の根拠となる該当法規が異なる以上、「請求の内容が同一」であるとはいえない。食品表示法上の差止請求権と他の差止請求権との関係も同様である。

ただし、当該確定判決等が、(ア)訴えを却下した確定判決あるいは(イ)上記(1)の不当な目的に基づく濫用的な請求に該当することのみを理由として差止請求を棄却した確定判決及び仲裁判断である場合には、いまだ差止請求についての実体判断が示されていないので差止請求権の行使を制約すべきではないし、(ウ)差止請求権の不存在又は差止請求権に係る債務の不存在の確認の請求を棄却した確定判決及びこれと同一の効力を有するものである場合には、以後の給付請求としての差止請求の提訴等を封ずべき理由はないから、上記(ア)～(ウ)については上記の権利行使阻止事由としての「確定判決等」から除外することとしている(第1項第2号イ～ハ)。

② 第1項第2号ただし書

また、当該他の適格消費者団体について確定判決等が存する場合において、当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、相手方と通謀して請求の放棄又は不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解をしたとき、その他不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行を行ったと認められることにより当該適格消費者団体の適格性の認定が取り消される(法第34条第1項第4号)に至ったときは、差止請求権に対する制限の前提となり得る(当該事案に関する終局的な実体判断の基礎となり得る)実質を備えた訴訟上の権利行使・訴訟等の追行がいまだ行われていない状態に復することになるものと評価することができるから、上記の理由による適格性の認定の取消しを前記の権利行使阻止事由の解除事由として規定し、例外的に他の適格消費者団体による同一の相手方に対する同一内容の請求に係る差止請求権の行使を認めることとしている(第1項第2号ただし書)。

この適格性の認定の取消しは、当該事案の請求につき当該適格消費者団体による差止請求権の行使が不特定かつ多数の消費者の利益に反するものと認められることに基づくものであるが、既に他の理由により適格性の認定が取り消されたり失効事由が生じたりした後に当該事案の請求につき上記の取消事由の存在が発覚することも想定され、その場合には適格性の認定の取消しをすることができないことから、内閣総理大臣が取消事由の存在を別途に認定することができることとし(法第34条第3項)、その認定がされた場合にも上記の適格性の認定の取消しがされた場合と同様に例外的に他の適格消費者団体による差止請求権の行使を認めることとしている(第1項第2号ただし書)。

なお、上記の適格性の認定の取消処分(法第34条第1項第4号)又は認定処分

(同条第3項)の取消判決等が確定し、当該取消処分又は認定処分が遡及的に無効となった場合には、他の適格消費者団体による差止請求権の行使は認められないこととなる(注)。以上の攻撃防御方法を整理すると、差止請求権の請求原因事実に対し、上記の確定判決等の存在が抗弁、上記の取消処分又は認定処分が再抗弁、これらの処分の取消判決等の確定が再々抗弁として位置付けられることになる。

(注) また、適格性の認定の取消処分又は認定処分の取消訴訟の提起に伴い、これらの処分の執行停止の決定(行政事件訴訟法第25条第2項)がされた場合にも、「取り消され、……又は認定がされたとき」には該当しないこととなるから、他の適格消費者団体による差止請求権の行使は認められないこととなり、当該決定がされたことが再々抗弁として位置付けられることになる。

(3) 第2項

また、上記の確定判決等が存していても、当該確定判決等の基準時後に生じた事由(新事由)に基づく差止請求権の行使については、当該事由は当該確定判決等に係る訴訟等で主張・立証することがおよそ不可能であり、一般に基準時後に生じた事由に基づく請求及び主張であっても確定判決等の既判力等によって遮断されることはないことに鑑み、本条第1項第2号本文の規定による制約は及ばないこととする。

したがって、他の適格消費者団体が後訴において新事由の主張をした場合には、裁判所はその存否について審理し、(ア)その存在が認められないときは、当該後訴の口頭弁論終結時を基準時とした上で(請求原因に理由がないとして)請求を棄却することとなり、(イ)新事由の存在及び新事由を含めた請求原因事実が認められるときは、請求を認容することとなる(注1)(注2)。

(注1) 以上のような規定の趣旨に鑑みると、どのような事実が第2項に規定する事由に該当するかは個々の事案に則して個別具体的に検討する必要があるが、例えば、具体的な事例としては、以下のような事例がその例として想定される。

- i ある適格消費者団体が、ある相手方に対し、その勧誘行為が不当であるとして差止訴訟を提起したが、不特定かつ多数の消費者に対して当該勧誘行為を現に行い又は行うおそれがあるとは認められないとして敗訴し判決が確定した後(前訴の口頭弁論終結後)、当該相手方が同じ勧誘行為を他の地域で行い始めた場合において、他の適格消費者団体が当該相手方に対する同一内容の差止請求をすること。
- ii ある適格消費者団体が、ある相手方に対し、その受託者等による勧誘行為が不当であるとして、是正の指示等をする差止訴訟を提起したが、当該受託者等は法第5条第1項にいう「受託者等」には該当しないとして敗訴し判決が確定した後(前訴の口頭弁論終結後)、当該受託者等が当該相手方との間で消費者契約の締結について媒介することを委託された場合において、他の適格消費者団体が当該相手方に対する同一内容の差止請求をすること。
- iii ある適格消費者団体が、ある相手方に対し、その使用する契約条項が法第10条に該当する不当なものであるとしてその差止訴訟を提起したが、当該契約条項が同条にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」とは

いえないとして敗訴し判決が確定した後（前訴の口頭弁論終結後）、社会的な事情の変更（民法第1条第2項に規定する基本原則に反するとの評価を基礎付ける新たな評価根拠事実の発生又はその評価を妨げていた評価障害事実の消滅等）により、当該契約条項が「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」と認められるに至った場合において、他の適格消費者団体が当該相手方に対する同一内容の差止請求をすること。

（注2）他方で、例えば、ある適格消費者団体が、ある相手方に対し、その勧誘行為が不当であるとして差止訴訟を提起したが、当該行為が不当なものとは認められないとして敗訴し判決が確定した後（前訴の口頭弁論終結後）、当該事業者等が同じ勧誘行為を継続していることのみを理由として同一内容の差止請求をしたにすぎないときは、当該行為の継続の事実は新事由（本条第2項にいう「口頭弁論終結後に生じた事由」）には当たらないから、確定判決等の抗弁（本条第1項第2号本文）によって請求が棄却されることになる。

第 12 条の 3（消費者契約の条項の開示要請）

（消費者契約の条項の開示要請）

第12条の3 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第8条から第10条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあると疑うに足る相当の理由があるときは、内閣府令で定めるところにより、その事業者又はその代理人に対し、その理由を示して、当該条項を開示するよう要請することができる。ただし、当該事業者又はその代理人が、当該条項を含む消費者契約の条項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しているときは、この限りでない。

2 事業者又はその代理人は、前項の規定による要請に応じるよう努めなければならない。

1 趣旨

適格消費者団体は、消費者等から情報を得て、ある事業者が差止請求の対象である契約条項を使用しているという疑いを持った場合には、契約条項の差止請求に先立ち、事業者に対して任意の開示を求め、契約条項を確認している。しかし、当該求めを受けた事業者において、どのように対応すればよいかは必ずしも明らかではなく、開示に応じる事業者がいる一方で、開示に応じない事業者もいるなど、実務に混乱が生じているものと考えられる。また、開示に応じない事業者は差止請求をされないのに、開示に応じた事業者は差止請求をされるという不公平も生じていた。

そこで、令和4年通常国会改正により、適格消費者団体にとって契約条項の開示を求める必要性が高く、かつ、開示が事業者に不合理な負担を強いることにならない場合には、適格消費者団体は契約条項の開示を要請することができ（第1項）、事業者は当該要請に応じるよう努めなければならない旨が規定された（第2項）。

なお、適格消費者団体の実務では、適格消費者団体から事業者に対して本項の要件を満たさない形の要請が行われ、事業者が任意に契約条項の開示をすることもあったと考えられるところ、本条はこのような運用を否定するものではない。

2 条文の解釈

（1）適格消費者団体の開示要請（第1項）

① 「現に行い又は行うおそれがあると疑うに足る相当の理由があるとき」

差止めの対象となる不当な行為（不当条項を含む消費者契約の締結）が行われる蓋然性が客観的に存在している場合には、「現に行い又は行うおそれがあるとき」に該当し、適格消費者団体は契約条項の差止めを請求することができる（第12条第3

項、同条第4項)。

「現に行い又は行うおそれがあると疑うに足りる相当の理由があるとき」とは、差止めの対象となる不当な行為が行われる疑いがあると客観的な事情に照らして認められる場合である。具体的には、単なる憶測や伝聞等ではなく、適格消費者団体が、事業者が差止めの対象となる契約条項を使用している可能性があると考えに至った場合に、その判断を裏付ける資料や合理的根拠が存在している場合を意味する。

● 開示要請の対象となる契約条項

開示要請の対象は、事業者又はその代理人が不特定かつ多数の消費者との間で使用している契約条項であつて、第8条から第10条までに規定するものである。適格消費者団体が開示を要請するに当たっては、第8条から第10条までに規定する契約条項が含まれている約款名、商品やサービス名等を記載することにより、可能な範囲で開示対象を特定することが望ましい。なお、事業者が不特定かつ多数の消費者との間で使用している契約条項が対象として規定されているため、当該事業者が個別の消費者との間で合意した契約条項は開示の対象とはならない。

② 「内閣府令で定めるところにより」

適格消費者団体が要請の相手方である事業者に対して本項に基づき要請するにあたっては規則第1条の3により、以下の事項を記載して書面又は電磁的記録を交付し、又は提供して行うこととされている。

ア 名称及び住所並びに代表者の氏名

イ 電話番号、電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）及びファクシミリの番号（差止請求関係業務においてファクシミリ装置を用いて送受信しようとする場合に限る。）

ウ 当該事業者又はその代理人の氏名又は名称

エ 第12条の3第1項の規定による要請である旨

オ 要請の理由

カ 開示を要請する消費者契約の条項の要旨

キ 希望する開示の実施の方法及び開示を実施するために必要な事項

③ 「その理由を示して」

適格消費者団体は、要請の相手方である事業者について、どのような不当条項の疑いがあるのか、またそれに関係し得る契約条項・内容としてどのようなものが考えられるのか等の開示を求める理由・趣旨を示すことが想定される。

④ 「インターネットの利用その他の適切な方法により公表しているときは、この限りでない」

定型約款を使用する事業者の多くは、消費者が定型約款の内容を容易に知ることができるようにするための措置を講じているものと考えられ、この場合には、別途、定型約款の表示請求権についての情報提供を行う必要はないと考えられる。そこで、事業者に不合理な負担が生じることを避けるため、事業者が不特定かつ多数の消費者との間で使用している契約条項（不当条項の疑いがあるものを含む。）をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しているときは、適格消費者団体は当該事業者に対し本項に基づく開示を要請することができないこととされている。

公表は「適切な方法」によることが求められているところ、インターネットが幅広く普及している現状に鑑み、「インターネットの利用」が例示されている。具体的には、事業者のウェブサイトの分かりやすいところに掲載することが考えられる。

「インターネットの利用」以外の方法としては、例えば、事業者の店舗や事務所の分かりやすい場所に掲示することが考えられる。

（２）事業者の努力義務（第２項）

適格消費者団体から第１項の規定による要請を受けた事業者又はその代理人は、当該要請に応じる努力義務を負うことになる。

第12条の4（損害賠償の額を予定する条項等に関する説明の要請等）

（損害賠償の額を予定する条項等に関する説明の要請等）

第12条の4 適格消費者団体は、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項におけるこれらを合算した額が第9条第1項第1号に規定する平均的な損害の額を超えると疑うに足りる相当な理由があるときは、内閣府令で定めるところにより、当該条項を定める事業者に対し、その理由を示して、当該条項に係る算定根拠を説明するよう要請することができる。

2 事業者は、前項の算定根拠に営業秘密（不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第6項に規定する営業秘密をいう。）が含まれる場合その他の正当な理由がある場合を除き、前項の規定による要請に応じるよう努めなければならない。

1 趣旨

適格消費者団体が事業者の定める違約金等が平均的な損害の額を超えると疑いを持って説明を求めたところ、当該事業者が何ら回答もせず違約金等に関する内容が当該事業者固有の事情であるため更なる調査等が困難となり、当該違約金等が第9条第1項第1号に該当しているおそれがあると判断できなかったために差止請求の申入れを断念せざるを得なかった事例が存在する。

また、違約金等について説明した事業者は差止請求により当該違約金等を是正する一方、一切説明しなかった事業者は不当に高額な違約金等を定めたと思われる契約条項の使用を継続する不均衡な結果も生じている。

そこで、令和4年通常国会改正により、適格消費者団体が事業者の定める違約金等が平均的な損害の額を超えると疑うに足りる相当な理由があるときは、違約金等の算定根拠の説明を要請することができ（第1項）、事業者は当該要請に応じるよう努めなければならない旨が規定された（第2項）。

もっとも、事業者が違約金等の算定根拠を説明できない合理的な事情が存在する場合にまで説明させることは適切ではない。そのため、違約金等の算定根拠を説明できない合理的な事情が存在する場合を除くこととしている。

なお、適格消費者団体の実務では、適格消費者団体から事業者に対して本項の要件を満たさない形の要請が行われ、事業者が任意に違約金等の算定根拠の説明をすることもあったと考えられるところ、本条は、このような運用を否定するものではない。

2 条文の解釈

（1）適格消費者団体の説明要請（第1項）

① 「消費者契約の解除に伴う」

第9条第1項第1号の解説を参照のこと。

② 「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項におけるこれらを合算した額が」

第9条第1項第1号の解説を参照のこと。

③ 「第9条第1項第1号に規定する平均的な損害の額を超えると疑うに足りる相当な理由があるときは」

「平均的な損害の額を超えると疑うに足りる相当な理由があるとき」とは、差止請求の対象となる違約金等が平均的な損害の額を超える疑いがあると客観的な事情に照らして認められる場合である。「相当な理由」とは、単なる憶測や伝聞等ではなく、適格消費者団体が、違約金等が「平均的な損害の額」を超えている可能性があると考えに至った場合に、その判断を裏付ける資料や合理的根拠が存在している場合などを指す。

④ 「内閣府令で定めるところにより」

適格消費者団体が要請の相手方である事業者に対して本項に基づき要請するにあたっては規則第1条の4により、以下の事項を記載して書面又は電磁的記録を交付し、又は提供して行うこととされている。

ア 名称及び住所並びに代表者の氏名

イ 電話番号、電子メールアドレス及びファクシミリの番号

ウ 当該事業者又はその代理人の氏名又は名称

エ 第12条の4第1項の規定による要請である旨

オ 要請の理由

カ 希望する説明の実施の方法

⑤ 「その理由を示して」

③で記載した資料や合理的根拠等を示すことが必要である。

⑥ 「当該条項に係る算定根拠を説明するよう要請することができる」

算定根拠は、第9条第2項において定める算定の根拠と同様に解釈される。なお、適格消費者団体においては、事業者の定める違約金等が平均的な損害の額を超えており差止請求をするかどうか判断するに際して具体的な金額を用いて検証する必要があることから、消費者に対する説明よりも一歩踏み込んだ内容の説明を求める必要があることから、算定根拠の概要とは規定していない。したがって、適格消費者団体は具体的な数字を含めた費用項目や算定式について事業者の説明するように要請することができる。

（２）事業者の努力義務（第２項）

- ① 「前項の算定根拠に営業秘密（不正競争防止法（平成５年法律第４７号）第２条第６項に規定する営業秘密をいう。）が含まれる場合その他の正当な理由がある場合を除き」

違約金等の算定根拠に関する情報の中には利益率や原価など事業者の営業秘密に該当する内容が含まれている場合もあり、事業者が違約金等の算定根拠を説明できない合理的な場合も存在すると考えられる。もっとも、営業秘密が含まれるかは事業者には判断できないため、事業者の行為規範として営業秘密が含まれるなど正当な理由が存在する場合には、事業者が説明を免れるようにしている。正当な理由については、不正競争防止法上の営業秘密に該当するとは必ずしも言えないものの、適格消費者団体に開示すると事業活動に著しい支障が生じるような機密性の高い情報が含まれる場合を想定している。営業秘密の解釈については不正競争防止法と同じである。なお、違約金等の算定根拠の中に営業秘密が含まれるからといって事業者は算定根拠を一切説明しなくてよいわけではなく、営業秘密に該当しない部分については適格消費者団体に対して説明する努力義務を負うこととなる。

- ② 「前項の規定による要請に応じるよう努めなければならない」

適格消費者団体から第１項の規定による要請を受けた事業者は、当該要請に応じる努力義務を負うことになる。

不正競争防止法（平成５年法律第４７号）

（定義）

第２条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

- ６ この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

第12条の5（差止請求に係る講じた措置の開示要請）

（差止請求に係る講じた措置の開示要請）

第12条の5 第12条第3項又は第4項の規定による請求により事業者又はその代理人がこれらの規定に規定する行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとる義務を負うときは、当該請求をした適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、その事業者又はその代理人に対し、これらの者が当該義務を履行するために講じた措置の内容を開示するよう要請することができる。

2 事業者又はその代理人は、前項の規定による要請に応じるよう努めなければならない。

1 趣旨

適格消費者団体が不当条項の差止めを請求した結果、事業者が契約条項の改善を約束したにもかかわらず、その後の当該適格消費者団体からの契約条項の開示請求を拒絶したため、結局、不当な契約条項が是正されたのか否かが明らかではないという事態が発生している。

差止請求後の措置が不明であること自体は、不当条項の差止請求のみならず、不当勧誘の差止請求についても生じ得る問題であるが、不当条項の差止請求が圧倒的に多い現状に鑑み、上記の事態への対応が喫緊の課題となっている。

また、不当勧誘であれば改善約束後に新たに不当な勧誘を受けたと感じた消費者からどのような勧誘を受けたのかについて適格消費者団体が情報提供を受けることが期待できる一方で、不当条項については、約款の中に不当条項があったとしても気が付かない消費者が多いため、事業者が改善を約束した後も不当条項の使用を継続していた場合であっても、その情報が適格消費者団体に提供されることは期待しがたい。そのため、事業者から改善後の契約条項が開示されなければ、不当条項の使用をやめたのかについて、適格消費者団体には分からないことがある。

そこで、令和4年通常国会改正により、適格消費者団体は自らが行った差止請求後の措置の開示を要請することができ（第1項）、事業者は当該要請に応じるよう努めなければならない旨が規定された（第2項）。

なお、適格消費者団体の実務では、適格消費者団体から事業者に対して本項の要件を満たさない形の要請が行われ、事業者が任意に差止請求後の措置を開示することもあったと考えられるところ、本条は、このような運用を否定するものではない。

2 条文の解釈

（1）適格消費者団体の開示要請（第1項）

① 「事業者又はその代理人が…行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若

しくは予防に必要な措置をとる義務を負うとき」

差止請求訴訟において請求が認容された場合や、適格消費者団体が訴訟外で差止請求を行った結果、事業者が停止や予防等を行う旨の和解が成立した場合等が想定される。

② 「内閣府令で定めるところにより」

適格消費者団体が要請の相手方である事業者に対して本項に基づき要請するにあたっては規則第1条の5により、以下の事項を記載して書面又は電磁的記録を交付し、又は提供して行うこととされている。

ア 名称及び住所並びに代表者の氏名

イ 電話番号、電子メールアドレス及びファクシミリの番号

ウ 当該事業者又はその代理人の氏名又は名称

エ 第12条の5第1項の規定による要請である旨

オ 当該事業者又はその代理人が負う本法第12条第3項又は第4項の規定に規定する行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとる義務の内容

カ 希望する開示の実施の方法

③ 「当該義務を履行するために講じた措置」

例えば、事業者が契約条項を変更したのであれば、変更後の契約条項の内容を開示することが想定される。

(2) 事業者の努力義務（第2項）

適格消費者団体から第1項の規定による要請を受けた事業者又はその代理人は、当該要請に応じる努力義務を負うことになる。